

くらしすと

「くらしすと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。

も

く

じ

知って安心！くらしの情報 スマートフォンを安全に使うために (スマートフォン後編)…………… 2

トラブル PICK UP “24 時間相談無料”と記載されたサイトに問い合わせたが…………… 3

おしらせ イベント情報 …………… 4



食 べてみよう！

大阪の食

シャコ



クイズ シャコは欧米では「〇〇〇〇エビ」といいます。この〇〇〇〇に入る昆虫はなんでしょう。

クイズの答え 3 ページ下段へ ➡

5 月は消費者月間です！ 今年のテーマは「安全・安心 いま新たなステージへ」

くらしのトピックス

●換気扇フィルターの訪問販売事業者へ6カ月の業務停止命令！

大阪府は、換気扇フィルターの訪問販売事業者「プロテクト設備こと小野原倫弘」に対して特定商取引に関する法律に基づき平成24年3月28日から9月27日までの6カ月の業務停止命令を行いました。同社は、換気扇フィルターの販売が目的であるにもかかわらず、消費者に「マンションの設備の者です。市販されているモノでは、換気扇自体がだめになる」などと販売目的を隠したり、不実を告げたりして換気扇フィルターの勧誘を行っていました。なお、本件について、大阪市も大阪府消費者保護条例に基づき合同で調査を行いました。

●強引な新聞の勧誘に注意！

新聞の勧誘員から強引に購読を勧められたという相談が寄せられています。何度も断っているのに「何で断



るんだ！」と脅すかとおもうと、今度は「頼むからお願いします！お願いします！」と泣き落としのように頼みこまれた、など。ドアを開ける前に業者名と用件を聞き、必要なければきっぱりと断りましょう。

●自転車も軽車両——気をつけて運転を！

自転車運転中に人や自転車などに接触した場合は、自動車事故と同じように、被害者の救済と警察への連絡が必要です。自転車は「軽車両」で、運転者には救護義務、事故報告義務があり、違反すると「ひき逃げ」とされることもあります。また、自転車運転者は被害者の損害賠償責任を負いますので、大きなけがでなくても、互いに相手の氏名・連絡先等を確認しましょう。なお、警察に報告すれば、後日事故証明書の発行も受けられ、保険の請求などに使えます。

知って安心!

くらしの情報

スマートフォン(スマホ)

を安全に使うために(スマートフォン 後編)

こんにちは。ほくは大阪^{まさき}正直。先月号でスマホについて質問していたおトクの孫です。

ほくの担任の先生はものすごくスマホに詳しいんだ。今回は先生に教えてもらって、スマホを安全に使うためのポイントを集めてみたよ。



● 個人情報対策 ●



その1

画面をロックする習慣をつけよう

スマホを紛失して悪意のある人の手に渡ると大変! アドレス帳やメール、写真などのデータ以外にも個人情報を盗み出されてしまうよ。他人に勝手に操作されないように、面倒だけど画面をロックする習慣をつけよう。



その2

自分のいる場所を知られたくない時はGPS機能をオフに

GPSとは人工衛星を利用して地球上の自分の位置を見つけるシステムのこと。車のナビゲーションでもおなじみの位置情報を正確に教えてくれる便利な機能だね。でも写真の撮影時にこの機能をオンにして、ブログなどで写真を公開したり、メールで送ると、写真だけでなく撮影場所も公開してしまうことになるんだ。顔写真じゃないからって自分の部屋の写真を公開すると、不特定多数の人に自宅の所在地を知らせることになるんだよ。そして、いったん画像が流失してしまうと画像のコピーが繰り返され、回収するのがとても難しいんだって。ぼくたちの画像が転売されて思わぬ被害にあうこともあるそうだから、気をつけなきゃね!



● セキュリティ対策 ●



その1

OSを最新版に

OSとはコンピュータの基本的な機能を提供するソフトウェアのことだよ。これが古いままだと外部からの攻撃に弱いので、ウイルスによって不正アクセスや情報を盗まれる危険性が高くなるんだ。パソコンと同じようにOSをバージョンアップする必要があるよ。



その2

セキュリティソフトをインストール

これもパソコンのようにウイルス対策をするアプリをインストール(導入)しよう。



その3

アプリは信頼できるところから

ウイルスはインストールするアプリに仕込まれていることが多いので、携帯電話会社などが提供している正規のアプリストア※1からインストールをしよう。ウイルスが仕込まれていると個人情報が盗まれたり、フィッシング詐欺※2やワンクリック請求の被害にあう可能性が高くなるんだって。また、アプリのインストール時に不自然なアクセス許可を求められたらインストールは中止しよう。不正なアプリの可能性もあるよ。

※1 iphoneなら「App Store」、Androidなら「Google Play (Android Marketから名称変更)」、Windows Phoneなら「Marketplace」

※2 金融機関などからのメールやウェブサイトを読み、暗証番号やクレジットカード番号などの個人情報を不正に入手すること。

スマホを安全に使うためにはパソコン並みのセキュリティ・個人情報対策が重要なんだ。ケータイの進化したものじゃなく「小さなパソコン」という認識を持って便利に使っていけるといいね。



トラブル PICKUP

パソコンに
請求画面が
貼り付いた!

“24時間相談無料”と記載された サイトに問い合わせたが...

◆◆◆ トラブル事例 ◆◆◆

パソコンで無料アダルトサイトに接続し、年齢確認をクリックすると登録完了となり、支払いを請求する画面が表示された。いろいろな操作をしても貼り付いた請求画面が消えないので気が動転し、ネット上で“24時間相談無料”という広告を見つけて問い合わせた。

すると「このまま放置しておくでサイト運営業者に個人情報漏れて大変なことになる。業者の調査を探偵に依頼しなければならない」と説明され、高額な費用を提示された。相談無料とうたっているのに不審である。



◆◆◆ 解説とアドバイス ◆◆◆

最近、消費生活相談窓口には、ワンクリック請求に関する相談が多く寄せられています。それに呼応するように、ネット上には“相談無料”をうたい、ワンクリック請求などのトラブルにあった人を狙った広告や悪質商法が目立つようになりました。この事例の広告は探偵業者のもので、個人情報漏れるなどと言って消費者の不安につけ込み、高額な契約を勧めるケースです。

請求画面が消えない場合の対処方法が、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/>)に掲載されていますので、参考にされるとよいでしょう。自分で操作できないときは、使用しているパソコンのメーカーやパソコンの購入店などに相談してください。なお、この場合、費用が発生する可能性もありますので、事前によく確認してください。

ワンクリック請求も今回の事例の広告も、画面をスクロールやクリックをしないと、契約内容の詳細を見ることができないというサイトの特性を利用し、消費者の勘違いを引き起こすように巧妙に作られています。無料を強調するサイトには十分注意することが必要です。

困ったときには、すぐにお住まいの市町村の
消費生活相談窓口にご相談しましょう。

今月の大阪の食

しゃこ

塩ゆでにして酢みそをつけたり、寿司ネタにもなるしゃこは、春から初夏のちょうど今頃が旬です。大阪湾でも泉州に水揚げされるしゃこは有名ですが、最近は漁獲量が少なく地元でないとなかなかお目にかかれません。

クイズの答え カマキリ (Mantis shrimp)

浅海の泥地の中に穴を掘って生息し、頭部のカマキリのような鎌状の大きな捕脚で、小魚や、他の甲殻類をとらえます。海の中で動いている姿は、カマキリのようにも見えます。料理の時はけがをしないように要注意!



くらしの達人! わんデー講座

テーマ 地震や台風と損害保険

～地震保険や火災保険、その他くらしの中の損害保険について～

日時 5月31日(木) 14時00分～16時00分

場所 総合生涯学習センター 第1研修室

【住所】〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-500号
大阪駅前第2ビル5階【最寄駅】地下鉄:梅田・西梅田・東梅田駅、JR:大阪・北新地駅
阪神電車・阪急電車:梅田駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 70人(※申し込み多数の場合は抽選)

講師 佐藤 成夫

(一般社団法人 日本損害保険協会 近畿支部 主査)

締め切り日 5月24日(木)

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525



出前講座のご案内

地域の団体などの要請により講師を派遣し、ビデオを使用しながら、テーマに応じた内容で消費者問題について学んでいただく講座を実施しています。研修などにご活用ください。

テーマ

- ◆ 悪質商法の被害にあわないために
- ◆ 高齢者をねらった悪質商法と対処法
- ◆ 若者をねらった悪質商法と対処法 など

開催日 毎日(※夜間開催も可能です)

時間 30分から120分

その他 原則10人以上。会場は大阪市内に限る。
開催希望日の1カ月前までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

※ホームページ(大阪市電子申請システム)からもお申し込みいただけます。

大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6614-0999

毎日 10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

エルちゃん

くらしのナビゲーターによる

高齢者向け消費者問題ミニ講座

撃退! 悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

※「くらしのナビゲーター」とは、大阪府の養成講座を修了したボランティアです。

テーマ 高齢者に被害の多い悪質商法と対策など

時間 30分～1時間

定員 1回10人～50人まで

その他 土・日・祝日・夜間も派遣します。(年末・年始は除きます)

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先

くらしのナビゲーター ミニ講座

検索

あなたの学校に講師を派遣します

大阪府内の学校における消費者教育を支援するため、生徒・学生を対象にした消費者問題に関する授業や講座に、無料で講師を派遣しています。

講師料 無料

対象 大阪府内の学校で、生徒・学生30人以上が受講する授業や講座

内容 消費者トラブルの相談事例や対処法について

申し込み方法 「消費者教育講師派遣依頼書」に必要事項を記入し、開催日の1カ月前までに提出

消費者教育講師派遣

検索

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会

TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

URL:<http://kanshokyo.jp/>

大阪府消費生活センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6616-0888

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談

府消費生活 電子メール相談

検索

(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索